



平成 21 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社パスコ
代表者名 代表取締役社長 杉本 陽一
(コード番号：9232 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 管理担当 西本 利幸
(TEL. 03-5722-7600)
親 会 社 セコム株式会社(コード番号：9735)

判決に関するお知らせ

株式会社三井住友銀行との訴訟について、平成 21 年 3 月 27 日に東京地方裁判所の判決がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は平成 17 年 10 月 31 日、(株)三井住友銀行に対して 2,010,228 千円の債務不存在確認の訴えを東京地方裁判所に提起いたしました。

(株)三井住友銀行は、第三者に対して貸付を行い、その担保として第三者の当社に対する機器売却代金債権を譲り受けたとして、上記売買代金を支払うよう主張していたためです。

なお、上記に関し、(株)三井住友銀行より当社に対し、平成 17 年 12 月 5 日に反訴が提訴され(譲受債権請求反訴事件)、その後、裁判上の手続きにより両訴訟が一本化され、平成 20 年 10 月 31 日に口頭弁論が終了しました。

2. 当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 21 年 3 月 27 日

判決の内容

- 1、反訴被告(株式会社パスコ)は、反訴原告(株式会社三井住友銀行)に対し、20 億 1022 万 8000 円及びうち 6 億 60 万円に対する平成 17 年 11 月 1 日から、うち 14 億 962 万 8000 円に対する同年 12 月 1 日から各支払済み分まで年 6 分の割合による金員を払え。
- 2、訴訟費用は、補助参加によって生じた費用を含め、反訴被告の負担とする。
- 3、この判決は仮に執行することができる。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、相手方の責任を認めていない、誠に不本意な判決であり、判決内容を仔細に検討の上、速やかに控訴手続きを執ります。なお、当期の業績は順調に推移してまいりましたが、今回の地裁判決を踏まえ、2,415,015 千円を会計処理上は平成 21 年 3 月期第 4 四半期において訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上いたします。

当期連結業績への影響見込額も 2,415,015 千円であります。

なお、「業績予想の修正」につきましては、本日別途、開示いたします。

以 上